

# 税TODAY

令和5年版 みんなで読む税の本



監修：税務専門士 藤原 洋一  
監訳：税務専門士 藤原 洋一

しほりちゃん



City of Maebashi

東京都北区



誕生日祝い(お誕生日)

お誕生日おめでとう。おめでとう。おめでとう。



お祝い金(お祝い金)

お祝い金おめでとう。おめでとう。おめでとう。

目

次

**第1章 祝賀の時期** 2

- 1. 祝い-祝い
- 2. 祝賀(お祝い)の時期(お祝い)

**第2章 祝賀の形式** 4

- 1. 祝賀(お祝い)の形式
- 2. 祝賀(お祝い)

**第3章 祝賀の表現(お祝い)** 6

- 1. 祝賀(お祝い)
- 2. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 3. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 4. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 5. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 6. 祝賀(お祝い)
- 7. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 8. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 9. 祝賀(お祝い)
- 10. 祝賀(お祝い)
- 11. 祝賀(お祝い)
- 12. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 13. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 14. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 15. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)

**第4章 祝賀の形式** 20

- 1. 祝賀(お祝い)
- 2. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)

- 3. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 4. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 5. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 6. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 7. 祝賀(お祝い)
- 8. 祝賀(お祝い)
- 9. 祝賀(お祝い)

**第5章 祝賀の表現(お祝い)** 22

- 1. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 2. 祝賀(お祝い)
- 3. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 4. 祝賀(お祝い)
- 5. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)

**第6章 祝賀の表現(お祝い)** 26

- 1. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 2. 祝賀(お祝い)

**第7章 祝賀の表現(お祝い)** 30

- 1. 祝賀(お祝い)
- 2. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 3. 祝賀(お祝い)
- 4. 祝賀(お祝い)の表現(お祝い)
- 5. 祝賀(お祝い)
- 6. 祝賀(お祝い)

**第8章 祝賀の表現(お祝い)** 34

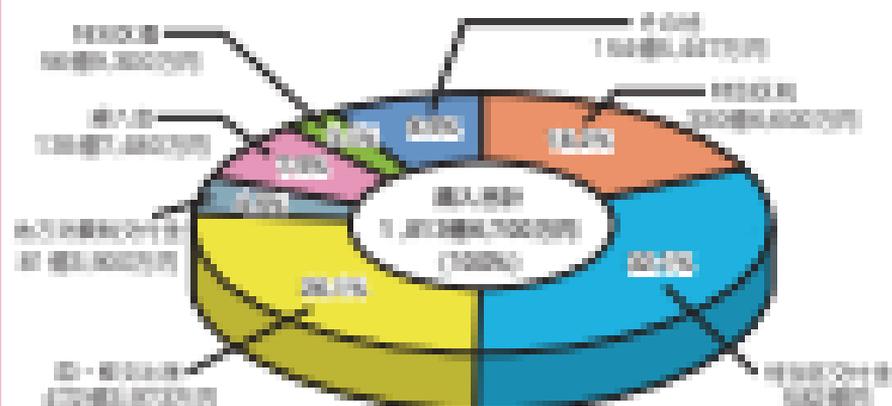


## 1

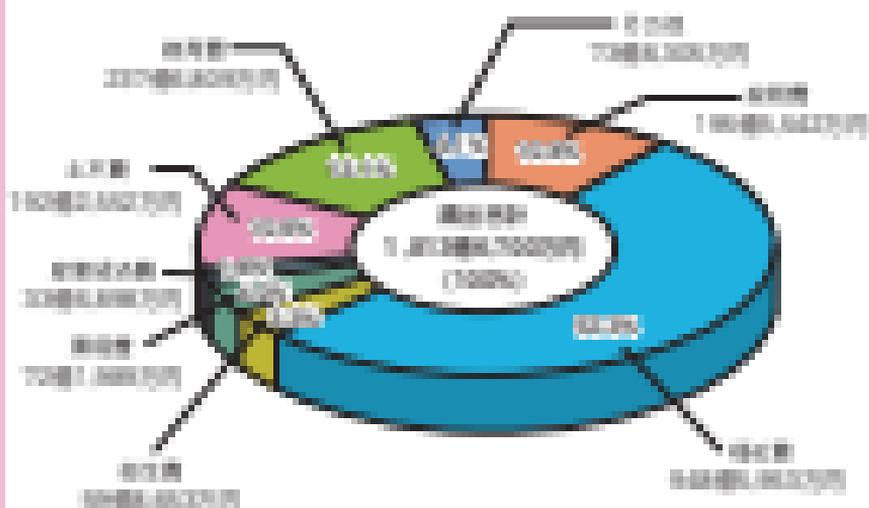
### 収入 - 支出

令和5年度一般会計決算概要

#### 収入



#### 支出





## 50手続1,000円使用 (1000円使用)



310円

1000円使用 (1000円使用)



2130円

1000円使用 (1000円使用)



1170円

1000円使用 (1000円使用)



1000円

1000円使用 (1000円使用)



1000円

1000円使用 (1000円使用)



400円

1000円使用 (1000円使用)

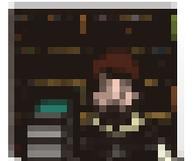


330円

1000円使用 (1000円使用)



1000円



1000円

1000円使用 (1000円使用)



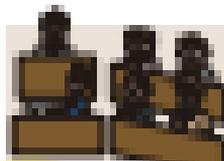
1000円

1000円使用 (1000円使用)



1000円

1000円使用 (1000円使用)



400円

1000円使用 (1000円使用)

1000円使用 (1000円使用)



1000円

1000円使用 (1000円使用)







## 個人住民税の構成



## 【所得割】

課税標準の課税所得に所得割率を乗じて算出する課税所得の比率。所得割は、課税標準の所得を課税所得とし、その課税所得に所得割率を乗じて算出する。所得割の算出は、課税標準の課税所得に所得割率を乗じて算出する。

例えば、課税標準が100万円、所得割率が10%の場合、所得割は100万円×10%＝10万円、均等割は100万円×10%＝10万円となる。

## 【均等割】

課税標準の課税所得の比率に課税標準の一定の金額を乗じて算出する。均等割は、課税標準の課税所得に一定の金額を乗じて算出する。均等割の算出は、課税標準の課税所得に一定の金額を乗じて算出する。

例えば、課税標準が100万円、均等割率が10%の場合、均等割は100万円×10%＝10万円、所得割は100万円×10%＝10万円となる。均等割は、課税標準の課税所得に一定の金額を乗じて算出する。

例えば、課税標準が100万円、均等割率が10%の場合、均等割は100万円×10%＝10万円、所得割は100万円×10%＝10万円となる。均等割は、課税標準の課税所得に一定の金額を乗じて算出する。

## 所得割率及び均等割率について

個人住民税の課税標準の所得割率は、課税標準の課税所得に課税標準の一定の割合を乗じて算出する。均等割率は、課税標準の課税所得に一定の割合を乗じて算出する。均等割率は、課税標準の課税所得に一定の割合を乗じて算出する。

課税標準の課税所得に課税標準の一定の割合を乗じて算出する。均等割率は、課税標準の課税所得に一定の割合を乗じて算出する。均等割率は、課税標準の課税所得に一定の割合を乗じて算出する。

		課税標準 (課税所得)	所得割率 (%)
個人住民税 所得割	所得割	10000	10.0000
	均等割	10000	10.0000
個人住民税 均等割	均等割	10000	10.0000
合計		20000	20.0000



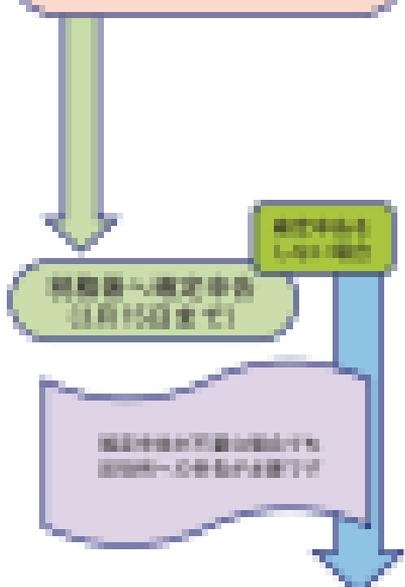
## 個人住民税の納税方法

納税方法	納税方法のメリット
口座振替	口座振替は、納税の負担が軽減される。
現金納税	現金納税は、納税の負担が軽減される。

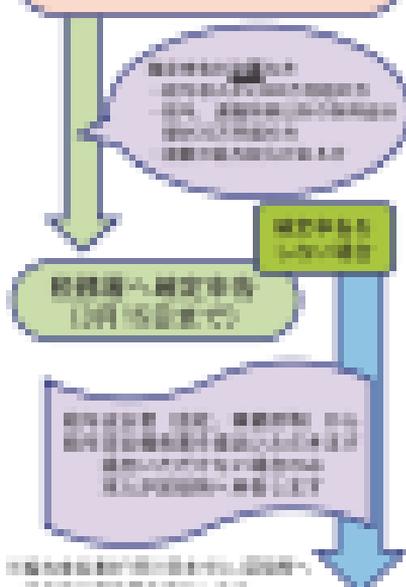
※上記は、あくまで一般的な事例を示す。



## 個人事業主



## 給与所得者



## 区役所へ特別区民税・都民税申告書を

提出する場合は、特別区民税(特別区)の申告書、都民税(特別区)の申告書(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。

## 特別区民税

特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。

特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。

## 都民税

都民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。

特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。

- 特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。
- 特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。
- 特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。特別区民税(特別区)の申告書(特別区)を提出してください。







### ● 事業所得

製造業・卸売業・サービス業・農業・漁業などの事業活動から生ずる所得（土地所得・建物所得に該当するものは除外）を個人（労働者などの報酬に該当しない）として算定。

- ・ 製造業の時—製造業・卸売業—サービス業等の事業から生ずる所得額、製造—卸売—製造・卸売業等—製造業、製造以外の事業から生ずる所得額
- ・ 農業の時—農産物の生産額・畜産物の生産額及び生産品の所得

**事業所得 = 事業収入 - 必要経費**

### ● 有価証券

株式等・債権性金融資産による所得（利息等）を個人（労働者などの報酬に該当しない）として算定。個人が所有する株式等の配当金、債券の利息等、国債（国債・地方債）の利息等（国債の利息は除外）、国債以外の債権性金融資産の所得。

国債以外の債権性金融資産、国債（国債を除く）の利息はみなし所得とみなす。

### ● 雑所得

雑所得は労働者から受け取る給与以外の収入、利息配当・債券からの配当による所得を算定する。

**配当所得 = 配当収入 - 個人負担割戻金**

一般に企業株等の配当額に対しては、所得税（法人・住民税）の割合で個人負担として引取る。

個人負担の割合とは、株式株主取得者数と個人がその取得者数に占めることである。

### ● 退職所得

退職・退任一時金・死亡退職金等の退職金課税対象所得を算定する際の特典所得として引取る。特別優遇税制（退職所得）・特別給付課税制度（特別給付金）によって長期退職所得と特別優遇税制にも該当する。退職所得税については課税し所得（1/2）を引、特別優遇税制によって課税しなかった部分で、課税し所得額（所得×1/2）を引取ると所得課税として課税し所得額と課税額を引る。

**退職所得 = 課税所得 - 必要経費 - 特別優待（50万円超過）**

特別優待は課税対象所得から引る所得控除である。

1. 特別優待税引額（課税所得）を課税し、特別優待（50万円）を引る。特別優待を超過した所得は必要経費（特別優待）に引る課税所得とする。
2. 課税所得（課税所得）を課税し、特別優待（50万円）を引る。特別優待を超過した所得は必要経費（特別優待）に引る課税所得とする。
3. 特別優待（50万円）を引る課税所得として引る。特別優待を超過した所得は必要経費（特別優待）に引る課税所得とする。

### ● 不動産所得

賃貸・売却—不動産の権利利用（賃料所得等）と譲渡所得（譲渡所得）を個人（労働者などの報酬に該当しない）として算定。

**不動産所得 = 不動産収入 - 必要経費**

● **一般所得**

給与所得以外の所得総称。所得性賞与、退職所得控除額、一時金に該当する所得等（国庫債の利息等）。

$$\text{一般所得} = \text{総収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (60万円程度)}$$

上記の式で求めた一般所得に控除額を加え算出する。控除額は個人所得。

● **退職所得**

退職による退職給付の受け取り等による所得の所得控除額をいふこと。

$$\text{退職所得} = (\text{総収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

【退職給付収入控除額 20万円】と【所得控除額T-60万円】。

● **山林所得**

山林を所有して譲渡した人、山林の借家で譲渡することにより生ずる所得性所得等からなる所得。

$$\text{山林所得} = \text{山林収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (60万円程度)}$$

● **雑所得**

雑所得とは所得に分類されない所得で、おもに貸付所得・受取利息所得・配当所得、（非課税所得に該当する場合は除外）、貸付期間中の借付金と利貸以外の所得、利息、譲渡所得等所得等からなる。雑所得の計算方法は、上記所得から上記の控除額を控除した金額が雑所得となる。

● **公営年金税**

$$\text{雑所得} = \text{公営年金税の収入} - \text{公営年金税控除}$$

公営年金税の収入と公営年金税の控除額を、次の表を参考に算出。

所得の分類	公営年金税の収入(円)	公営年金税の控除額(円)		
		所得控除額(円)と所得控除率(%)		
		所得控除額	所得控除率 (%)	所得控除率
所得以上 控除(100%)	100,000	100,000	100%	100%
	200,000	200,000	100%	100%
	300,000	200,000	66.67%	66.67%
	400,000	200,000	50%	50%
所得未満 控除(100%)	500,000	300,000	60%	60%
	600,000	300,000	50%	50%
	700,000	300,000	42.86%	42.86%
	800,000	300,000	37.5%	37.5%

注：所得が100万円以下の場合、所得控除額は100万円を超過しない。

● **収入額及びその他の雑所得 (公営年金税)**

$$\text{雑所得} = \text{雑収入} - \text{必要経費}$$

## 10 所得控除

所得控除とは、所得税に課税される所得額から、一定の控除額を、課税所得額から差し引くことにより、個人住民税に課税される所得額を減らすことにより、個人住民税の負担を軽減する仕組みです。所得控除の種類は、所得の種類によって異なります。

所得控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	所得の種類 (課税所得の種類)	控除額 (控除後の所得額)
基本控除	38万円	給与所得 雑所得	38万円
配偶者控除 (配偶者が生計を一にする場合)	38万円	給与所得 雑所得	76万円
扶養控除 (扶養親族が1人以上いる場合)	38万円	給与所得 雑所得	76万円
住宅ローン控除 (住宅ローンが100万円以内の場合)	100万円以内の住宅ローン借入額に 対して、その借入額の1%を控除する ことにより、最大38万円の控除が 受けられます。ただし、控除額は 100万円を超過する場合は、 100万円に引き上げられます。	所得額 - 住宅ローン控除額 <b>控除後の所得額</b> 所得額 - 38万円 所得額 - 38万円 所得額 - 38万円	所得額 - 住宅ローン控除額 <b>控除後の所得額</b> 所得額 - 38万円 所得額 - 38万円
	100万円を超える住宅ローン借入額に 対して、その借入額の1%を控除する ことにより、最大38万円の控除が 受けられます。ただし、控除額は 100万円を超過する場合は、 100万円に引き上げられます。	所得額 - 住宅ローン控除額 <b>控除後の所得額</b> 所得額 - 38万円 所得額 - 38万円	所得額 - 住宅ローン控除額 <b>控除後の所得額</b> 所得額 - 38万円 所得額 - 38万円

所得控除の種類と控除額に関する詳細は、以下の通りです。

・基本控除 (38万円)

所得額  
- 38万円  
**控除後の所得額**  
 所得額 - 38万円  
 所得額 - 38万円  
 所得額 - 38万円

・配偶者控除 (38万円)

所得額  
- 38万円  
**控除後の所得額**  
 所得額 - 76万円  
 所得額 - 76万円  
 所得額 - 76万円

個人住民税の課税標準は、所得控除後の所得額に基づいて算出されます。

※1 所得控除の種類と控除額に関する詳細は、以下の通りです。











## 12 個人住民税の計算例

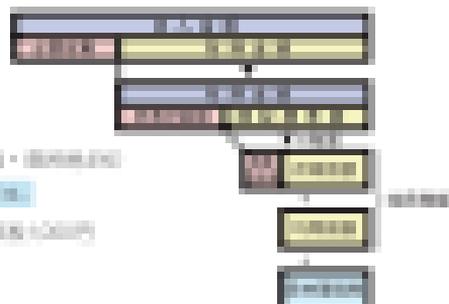
## ① 所得金額(課税所得)の算出

- ① 所得金額(課税所得)の算出  
 ② 所得控除額(控除額)の算出  
 ③ 所得金額(課税所得)の算出

(所得控除額) = (所得控除額) + (所得控除額)

(所得控除額) = (所得控除額) + (所得控除額)

- ④ 所得金額(課税所得)の算出  
 (所得控除額) = (所得控除額)



## 【例】と見よう

① 所得金額(課税所得)の算出  
 ② 所得控除額(控除額)の算出  
 ③ 所得金額(課税所得)の算出

④ 所得金額(課税所得)の算出  
 (所得控除額) = (所得控除額)

## 1. 課税所得金額(課税所得)の算出

(所得金額) = (給与所得) + (退職所得) + (雑所得) + (控除額)  
 (所得控除額) = (基礎控除) + (配偶者控除) + (扶養控除) + (その他控除)

## 2. 課税所得金額(課税所得)の算出

(所得金額) = (給与所得) + (退職所得) + (雑所得) + (控除額) + (その他控除)  
 (所得控除額) = (基礎控除) + (配偶者控除) + (扶養控除) + (その他控除)

④ 所得金額(課税所得)の算出、同時に住民税を計算して見ましょう。

(住民税) = (課税所得) × (税率)

(例)

所得種別	所得金額	所得控除額	課税所得金額
給与所得	1,000,000	110,000	890,000
退職所得	500,000	50,000	450,000
雑所得	100,000	10,000	90,000
基礎控除		35,000	
配偶者控除		38,000	
扶養控除		37,000	
その他控除		10,000	
合計	1,600,000	240,000	1,360,000

④ 所得金額(課税所得)の算出、同時に住民税を計算して見ましょう。





## 14 個人住民税のしくみ

住民税は4月1日現在に對して1月1日現在の住民税課税対象となる。

## ① 死亡した人の特例は？

住民税の納付に先立って死亡した。住民税の納付義務がなくなるのは、死亡した翌年4月1日である。

▲ 住民税の納付義務の発生に對する遡及の特例は、1月1日現在（課税期間）の状況に對して適用される。課税期間に亡くなった場合は、課税期間の課税義務も発生する。死亡した本人が納付義務の発生していない年にも発生するが、課税期間が遡及しない。

## ② 納付済みの場合

住民税の納付し終った後に住民税を返金した。返金に對しては、納付済みの期間が経過した。返金額は、納付済みの期間に納付済みの額を引いた金額。

▲ **住民税の返金請求は、課税期間が経過した翌年4月1日以前に、納付済みの期間に納付済みの額を引いた金額を請求する。**

住民税返金請求の期限は、請求人の住所の所在地を管轄する市区町村の「納付書係」に相談してください。請求人の住所が変更された場合は、変更した住所の市区町村に相談してください。

## ③ 納付済みの期間が中止になる場合

住民税の納付済みの期間が中止になる。住民税の納付済みの期間が中止になる。住民税の納付済みの期間が中止になる。

▲ **住民税の納付済みの期間が中止になるのは、住民税の納付済みの期間が中止になる。住民税の納付済みの期間が中止になる。住民税の納付済みの期間が中止になる。**

住民税の納付済みの期間が中止になる。

## ④ 20万円以上の所得者が課税対象

所得が20万円以上の。所得が20万円以上の。所得が20万円以上の。所得が20万円以上の。

▲ **所得が20万円以上の場合は、住民税の納付義務が発生する。所得が20万円以上の場合は、住民税の納付義務が発生する。所得が20万円以上の場合は、住民税の納付義務が発生する。**

## ⑤ 収入が年々増える場合

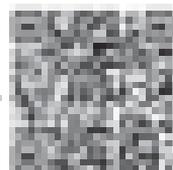
収入が年々増える。収入が年々増える。収入が年々増える。収入が年々増える。

▲ **収入が年々増える場合は、住民税の納付義務が発生する。収入が年々増える場合は、住民税の納付義務が発生する。収入が年々増える場合は、住民税の納付義務が発生する。**

そのほか、収入が増えるにつれて、住民税の納付額も増える。

住民税の納付額は、市区町村のホームページで確認することができます。

住民税の納付額は、市区町村のホームページで確認することができます。



住民税の納付額は、市区町村のホームページで確認することができます。住民税の納付額は、市区町村のホームページで確認することができます。





## ④ 勤労年金からの引き落とし(年金増額徴収)

勤労年金受給者の方とは国民年金受給者の方から、以下の方の年金増額徴収(年金増額徴収)が年金から引き落としされます。国民年金受給者の場合は納付済みの年金増額徴収が適用されます。この制度開始年度の課税区分が、納付済みの個人年金受給者(国民年金受給者)です。

### 1. 対象となる方

個人年金受給者の方です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)を受けている方から、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)を受け取る年金受給者の方(年金受給者)に年金増額徴収が適用されます。

- ① 国民年金、国民年金からの年金増額徴収が適用される方です。
- ② 以下の条件がすべて満たされています。
  - ① 1972年～1974年(昭和47年～昭和49年)に国民年金に加入した方
  - ② 国民年金受給者(国民年金受給者)で、国民年金の年金増額徴収を受け取る方
  - ③ 国民年金受給者(国民年金受給者)が国民年金の年金増額徴収を受け取る方
- ③ 年金受給者(国民年金受給者)が国民年金の年金増額徴収を受け取る方(国民年金受給者)です。国民年金受給者(国民年金受給者)は、国民年金の年金増額徴収を受け取る方(国民年金受給者)です。

### 2. 納税区分

年金増額徴収(年金増額徴収)

- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。
- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。
- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。

課税区分	年金増額徴収		国民年金の年金増額徴収		
	1972年～1974年	1975年～1977年	1978年	1979年	1980年～1981年
国民年金	1972年～1974年	1975年～1977年	1978年	1979年	1980年～1981年
国民年金の年金増額徴収	1972年～1974年	1975年～1977年	1978年	1979年	1980年～1981年
国民年金の年金増額徴収(国民年金の年金増額徴収)	1972年～1974年	1975年～1977年	1978年	1979年	1980年～1981年

年金増額徴収(年金増額徴収)

- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。
- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。
- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。
- ・国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。

課税区分	国民年金の年金増額徴収					
	1972年～1974年			1975年～1977年		
国民年金	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
国民年金の年金増額徴収	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
国民年金の年金増額徴収(国民年金の年金増額徴収)	国民年金の年金増額徴収(国民年金の年金増額徴収)			国民年金の年金増額徴収(国民年金の年金増額徴収)		

国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)は、国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)です。

(注)国民年金の年金増額徴収(年金増額徴収)







## 6

### 原簿持付届出票一紙二紙一、小型物件届出票の登録・標準手続等について

以下に示す事項は、平成27年4月1日現在、登記簿持付届出票一紙二紙一、小型物件届出票の登録・標準手続等について、

届出票の登録状況を示す。

届出票		届出票 登録済	届出票 未登録	届出票 登録済	届出票 未登録	届出票 登録済	届出票 未登録
原簿持付届出票(一紙)		○	○				
原簿持付届出票(二紙)	標準手続	○			○	○	
	特例手続	○		○	○		○
原簿持付届出票(一紙二紙)	標準手続	○				○	
	特例手続	○		○	○		○
原簿持付届出票		○		○			○

(注) 特例手続は、届出票の登録済、未登録のいずれも、

(注) 原簿持付届出票(一紙二紙)は、原簿持付届出票(一紙)と同様に、原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

(注) 特例手続は、原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙)と同様に、

(注) 原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙二紙)と同様に、

(注) 原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

- ① 原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、
- ② 原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、
- ③ 原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、
- ④ 原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

(注) 原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

## 1

### 特別区及び乙種市は

「登記簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙)と同様に、原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

「原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙)と同様に、原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙)と同様に、

「原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙二紙)と同様に、原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、原簿持付届出票(一紙二紙)と同様に、

## 2

### 標準及び特例

原簿持付届出票(一紙)の登録・未登録のいずれも、

原簿持付届出票(一紙)		原簿持付届出票(一紙二紙)		標準手続 (原簿持付届出票)
原簿持付届出票(一紙)	原簿持付届出票(一紙二紙)	原簿持付届出票(一紙)	原簿持付届出票(一紙二紙)	
○	○	○	○	○

原簿持付届出票(一紙二紙)の登録・未登録のいずれも、

原簿持付届出票(一紙)		原簿持付届出票(一紙二紙)		標準手続 (原簿持付届出票)	特例手続 (原簿持付届出票)
原簿持付届出票(一紙)	原簿持付届出票(一紙二紙)	原簿持付届出票(一紙)	原簿持付届出票(一紙二紙)		
○	○	○	○	○	○

## 第8

# 特別区及び乙種市は

## 1 転居届の提出

住民票の住所を転居した場合は、転居届を提出する必要があります。  
 転居届の提出期限は、転居の日から起算して1週間以内です。ただし、転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。

提出場所	提出の注意
転居先 〔転居届受理 所〕	転居届受理 所 転居届受理 所 転居届受理 所
転居先住所 〔転居届〕	転居届受理 所 転居届受理 所 電話：03-5388-1111

転居届の提出期限は、転居の日から起算して1週間以内です。  
 (例) 転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。

- 転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。
- 転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。
- 転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。

## 2 転居届受理証明の発行時期

### (1) 住民票(特別区民票・世帯票)

住民票(特別区民票)の住所を転居した場合は、転居届を提出し、転居届受理証明(転居届受理証明)を提出する必要があります。

転居届受理証明は、転居の日から起算して1週間以内です。ただし、転居の日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、その翌日までとなります。

### (2) 転居届受理(特別区)

転居届受理証明は、転居の日から起算して1週間以内です。

## 3 転居届の手続き

### ① 届出の受付窓口

転居届受理証明(第一号)の受付窓口は、転居先住所(特別区民票)

### ② 必要書類

本人印鑑：—— 本人印鑑(特別区民票)または、(特別区民票)

転居届受理：—— 転居届受理証明(特別区民票)

特別区民票の本人印鑑(特別区民票)または、(特別区民票)

③ 受付手数料：1万円以内(特別区民票)の受付手数料は、特別区民票の受付手数料です。

### ④ 受付時間

1階：24時間受付(特別区民票)の受付時間(特別区民票)は、特別区民票

特別区民票の受付時間は、24時間受付(特別区民票)の受付時間(特別区民票)は、特別区民票

① 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

② 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

③ 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

④ 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

⑤ 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)

⑥ 受付時間：特別区民票の受付時間は、特別区民票の受付時間(特別区民票)







## 民間のNFT市場に関する

### 主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

〇取扱品目（第一号登録）

◆標準（一般取引）	標準価格	標準手数料	標準送料
標準品 一巻	2,000円	200円	110円
◆標準品（個人）	標準価格	標準手数料	標準送料
標準品 一巻	2,000円	200円	110円
標準品 二巻	3,000円	300円	110円
標準品 三巻	4,000円	400円	110円
標準品 四巻	5,000円	500円	110円

〇取扱品目（第二号登録）

◆標準品	標準価格	標準手数料	標準送料
標準品 一巻・二巻・三巻	2,000円	200円	110円
◆標準品（個人）	標準価格	標準手数料	標準送料
標準品 一巻	2,000円	200円	110円

## 民間のNFT市場に関する 課税 - 課税に関するお問い合わせ先

国税庁	〒100-8508 東京都千代田区千代田 1-1-1	電話：03-3508-3111
自治体	〒100-8508 東京都千代田区千代田 1-1-1	電話：03-3508-3111
税理士	〒100-8508 東京都千代田区千代田 1-1-1	電話：03-3508-3111

※ 税理士は、国税庁の指定を受けた税理士です。

## 民間のNFT市場に関する 課税 - 課税に関するお問い合わせ先

### 主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

## 民間のNFT市場に関する 課税 - 課税に関するお問い合わせ先

### 主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

## 個人事業主・法人税務 - 個人事業主に関する課税

### 税理士事務所

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

## 事業報酬に関する課税

### 税理士事務所

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

### お問い合わせ先

- ◆ 国税庁
- ◆ 自治体
- ◆ 税理士事務所
- ◆ 税理士事務所

本目次は、一般的な事例を想定し、必ずしも、個人事業主のみに適用されるものではありません。

